

令和2年5月15日

第13回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

5月14日(木)に国の新型コロナウイルス感染症対策本部による「基本的対処方針」が一部変更されたことに伴い、青森県をはじめとする39県において緊急事態宣言が解除され、感染状況などに応じた分類で青森県は「感染観察都道府県」に該当するとされたものの、再度感染が拡大する可能性もあることに備え、以下の対策を指示します。

- 青森市医師会の御協力をいただき、PCR検査体制を強化するため、市民病院敷地内に「地域外来・検査センター」の整備を進めること。
- 浪岡病院において、新型コロナウイルス感染症の院内感染を含む感染防止と在宅での医療提供の充実を図るため、オンラインによる初診を開始すること。
- 「特別定額給付金」について、予め必要事項が記載され、口座番号と世帯主の署名等の記入だけで容易に申請できる「郵送による申請」書類を5月21日(木)から発送すること。

市民の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症専門家会議で示された「新しい生活様式」を心掛けるとともに、引き続き不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたいだ移動は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来については自粛することや特定警戒都道府県から移動してきた方については、2週間は不要不急の外出を自粛し、毎日検温するなど健康観察するようお願い申し上げます。